

令和 2 年度

第 2 回古河市公共交通活性化会議資料



古河市公共交通活性化会議

[目 次]

件 名	ページ
議案第 1 号 令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について (参考資料)	1
古河市公共交通活性化会議設置要綱	10
古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程	13
令和 2 年度 第 2 回古河市公共交通活性化会議委員名簿	16

古公活第50号
令和2年7月28日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 古河市公共交通活性化会議
住 所 茨城県古河市下大野2248番地
代表者氏名 会長 針谷力印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて
申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付
すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和2年7月28日

(名称) 古河市公共交通活性化会議

生活交通確保維持改善計画の名称
古河市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
古河市循環バスが運行していない総和地区、三和地区を対象に、市民の日常生活を支える「地域の足」を確保するため、「デマンド交通（乗合タクシー）」を運行する。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
1日あたりの平均利用者数を目標値とする。なお、令和3年度から令和5年度の目標値については、令和元年度運行実績を基準に設定する。 (令和元年度運行実績：122.6人) 令和3年度：123.8人（1%増） 令和4年度：125.0人（2%増） 令和5年度：126.2人（3%増） (古河市地域公共交通網形成計画 P61、P76参照)
（2）事業の効果
低料金で安全・安心なデマンド交通（乗合タクシー）を運行することにより、交通不便地域で自家用車を運転できない市民（主に高齢者）の移動手段が確保できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・公共交通のネットワークが一目でわかる公共交通マップの作成・市内配布 ・イベント開催時において利用促進活動の実施 ・自動車運転免許返納者への循環バス、デマンド交通の利用券配布 <実施主体>古河市公共交通活性化会議 (古河市地域公共交通網形成計画 P65、P68、P71参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
古河市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
総和中央交通株式会社、三和交通有限会社、諸川タクシー有限会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村

に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

○令和元年度第1回古河市公共交通活性化会議（令和元年6月：書面協議）

- ・平成30年度古河市公共交通活性化会議事業報告について
- ・平成30年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について
- ・令和元年度古河市公共交通活性化会議事業計画（案）について
- ・令和元年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出予算（案）について
- ・令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

【結果】上記案件について全て承認

○令和元年度第2回古河市公共交通活性化会議（令和元年7月29日）

- ・古河市高齢者運転免許証返納等支援事業について
- ・古河市循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施について
- ・令和2年度古河市循環バス運行事業について

○令和元年度第3回古河市公共交通活性化会議（令和元年10月1日）

- ・古河市循環バス新規運行コース及び運行ダイヤ、運賃（案）について
- ・古河市循環バス運行コース及び運行ダイヤの一部改正（案）について
- ・古河市循環バス運行事業者選定（案）について

○令和元年度第4回古河市公共交通活性化会議（令和2年1月：書面協議）

- ・令和元年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)（案）について
- ・ぐるりん号無料の日の実施結果について

○令和元年度第5回古河市公共交通活性化会議（令和2年2月：書面協議）

- ・古河市循環バス運行事業規程の一部改正（案）について
- ・古河市循環バス運行事業者選定結果報告について

○令和2年度第1回古河市公共交通活性化会議（令和2年6月：書面協議）

- ・令和元年度古河市公共交通活性化会議事業報告について
- ・令和元年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について
- ・令和2年度古河市公共交通活性化会議事業計画（案）について
- ・令和2年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出予算（案）について
- ・古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について
- ・古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程の改正について
- ・古河市公共交通利用者アンケート結果報告について
- ・古河市循環バス停留所の設置場所一部移設について

○令和2年度第2回古河市公共交通活性化会議（令和2年7月：書面協議）

- ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について、承認

21. 利用者等の意見の反映状況

これまで地域公共交通網形成計画の策定にあたり、デマンド利用者等へのアンケート調査や老人クラブ連合会の説明会、パブリックコメントを実施した。

アンケート調査の結果「運行区域の拡大」の要望が最も多く、中でも運行区域外である古河地区までの拡大要望が多いため、民間路線バスへの乗り継ぎ制度を継続するとともに、乗り継ぎポイントを見直す。

令和2年4月から、古河市循環バス「道の駅・三和庁舎コース」を開設し、「古河市役所三和庁舎」から「古河駅」までの乗り継ぎポイントを追加した。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	茨城県政策企画部交通政策課長
関係市区町村	古河市長、古河市副市長
交通事業者・交通施設管理者等	茨城県境工事事務所 道路管理課長 古河警察署 交通課長 茨城県バス協会 専務理事 茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事 ジェイアールバス関東株式会社佐野支店 支店長 茨城急行自動車株式会社 常務取締役 古河ハイヤー運営協議会 会長
	朝日自動車株式会社 常務取締役
	茨城急行バス労働組合 執行委員長
	国土交通省関東運輸局 交通企画課長
	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官
	学識を有する者：東洋大学国際観光学部国際観光学科 教授 市民又は公共交通利用者の代表者：古河市議会 議長 古河市行政自治会 副会長 古河市老人クラブ連合会 会長 古河商工会議所 副会頭 古河市商工会 会長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 茨城県古河市下大野 2248 番地
(所 属) 古河市役所総務部交通防犯課
(氏 名) 樋口和久、落合友哉
(電 話) 0280-92-3111
(e-mail) koutsuu@city.ibaraki-koga.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準ニで該当する要件 (別表7のみ)
古河市	総和中央交通株式会社	(1) デマンド交通		総和地区 + 三和地区		往 復 km km	242日	4,356回		区域運行	② (2)	古河市役所総庁舎バス停で地域間幹線系統JRバス関東「駒羽根循環」線と接続、友愛記念病院バス停で地域間幹線系統茨城急行自動車「古河駅東口～古河第一高校前～友愛記念病院」線と接続、古河市役所三和庁舎バス停で古河市循環バス「ぐるりん号道の駅・三和庁舎コース」と接続。上記系統に乗り継いで古河地区へ向かう場合はバス料金が割引になる。	③
	三和交通有限会社	(2) デマンド交通		総和地区 + 三和地区		往 復 km km	242日	8,712回		区域運行	② (2)		③
	諸川タクシー有限公司	(3) デマンド交通		総和地区 + 三和地区		往 復 km km	242日	4,356回		区域運行	② (2)		③
		(4)				往 復 km km	日	回					
		(5)				往 復 km km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	古河市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	90,858
交通不便地域	11,392

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
11,392	総和地区、三和地区	局長指定

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
古河市地域公共交通網形成計画	平成31年3月1日	令和元年度

(※ 参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1)記載要領

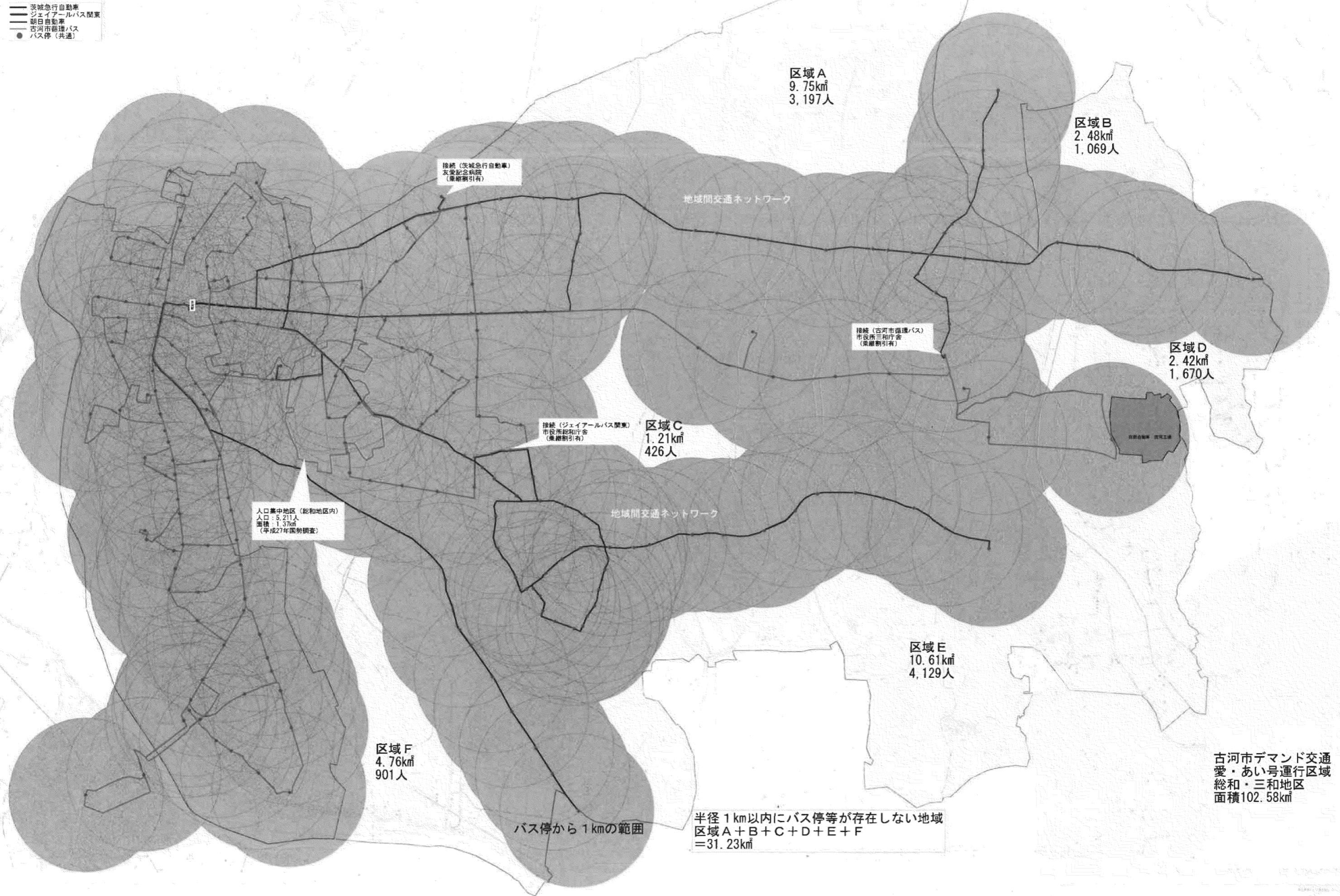
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口_②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口_②(2)(実施要領の2. (1)_④))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

添付資料
第16条の補助対象事業の基準
基準①、②(2)に関する資料

古河市都市計画図



古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日
告示第 47 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議。
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関すること。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること

(組織)

第 3 条 活性化会議の委員（以下「委員」という。）は、21 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けたものをもって充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合

における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

- 2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができます。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月25日から施行する。

附 則（平成22年告示第113号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第152号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第100号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第229号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年8月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員（以下「現委員」という。）は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

平成 20 年 3 月 27 日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、古河市公共交通活性化会議設置要綱（平成 20 年告示第 47 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 活性化会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算)

第3条 活性化会議の予算（以下「予算」という。）は、古河市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、活性化会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

(予算の承認)

第4条 活性化会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

(予算区分)

第5条 歳入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。この場合において、会長は、次の活性化会議に報告しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の活性化会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第7条 活性化会議の出納は、会長が行う。

2 活性化会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第8条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第 9 条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する公共交通主管課の長をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて出納、保管その他必要な会計事務をつかさどるものとする。

(収入及び支出の手続)

第9条 活性化会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(監査)

第10条 会長は、活性化会議の委員のうちから監査2人を指名するものとする。

2 監査は、活性化会議の会計監査を行い、監査結果を活性化会議に報告する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、活性化会議の決算を調製し、活性化会議に諮り承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により活性化会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに古河市長に送付しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

4 諸収入	1 諸収入	1 雜 入
-------	-------	-------

2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和2年度 第2回古河市公共交通活性化会議委員名簿

【活性化会議委員】

※敬称略・順不同

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市	市 長	針 谷 力	
2	古河市	副市長	青 木 善 和	
3	古河市議会	議 長	園 部 増 治	
4	古河市行政自治会	副会長	蜂 須 誠 司	
5	古河市老人クラブ連合会	会 長	那 須 和 弥	
6	古河商工会議所	副会頭	川 島 正 廣	
7	古河市商工会	会 長	石 川 康 夫	
8	東洋大学国際観光学部国際観光学科	教 授	古 屋 秀 樹	
9	国土交通省関東運輸局交通政策部	交通企画課長	板 垣 友圭梨	
10	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	鈴 木 裕 一	(企画調整)
11	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	牧 瀬 成 博	(輸送)
12	茨城県政策企画部	交通政策課長	中 村 浩	
13	茨城県境工事事務所	道路管理課長	東ヶ崎 祐 二	
14	古河警察署	交通課長	東 直 人	
15	茨城県バス協会	専務理事	川 上 敬 一	
16	茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服 部 透	
17	ジェイアールバス関東(株)佐野支店古河営業所	所 長	中 川 行 雄	
18	茨城急行自動車株式会社	常務取締役	信 清 智 之	
19	古河ハイヤー運営協議会	会 長	日 暮 光 吉	
20	朝日自動車株式会社	運輸部課長	田 沼 健 一	
21	茨城急行バス労働組合	執行委員長	坂 新 一	

【活性化会議事務局】

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市役所総務部	部 長	田 中 秀 明	
2	古河市役所総務部交通防犯課	課 長	安 田 和 彦	
3	古河市役所総務部交通防犯課	課長補佐兼係長	樋 口 和 久	
4	古河市役所総務部交通防犯課	主 幹	落 合 友 哉	
5	古河市役所総務部交通防犯課	主 幹	竹 村 周 平	